

# 介護老人保健施設 西寿

## 短期入所(介護予防短期入所) 利用料金表

# 1割負担

### 1日あたりの標準的な短期入所利用料金

(R6.8.1より)

#### ① 1日あたりの介護保険一部負担金

要介護度 部屋	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多床室	798円	979円	1,041円	1,098円	1,170円	1,229円	1,291円
個室	759円	924円	954円	1,009円	1,080円	1,140円	1,200円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

費目	料金	費目	料金
夜勤職員配置加算	25円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	54円
サービス提供体制強化加算(I)	23円	介護職員等処遇改善加算	53円～

(処遇改善加算は、①+⑥より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 1日あたりの食費・滞在費

利用負担段階	食費				滞在費	
	朝食	昼食	おやつ	夕食	個室	多床室
	400円	600円	100円	600円		
第1段階	1日の支払い上限			300円	550円	-
第2段階	1日の支払い上限			600円	550円	430円
第3段階①	1日の支払い上限			1,000円	1,370円	430円
第3段階②	1日の支払い上限			1,300円	1,370円	430円
第4段階	1日あたり			1,700円	1,728円	437円

※個室、二人部屋利用者は別途、特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)

#### ③ 特別室料(個室または二人部屋を利用された場合のみ) (消費税込)

	1日	備考
個室	1,320円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	二人部屋利用時に加算。

#### ④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計( 300円 /1日 )

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③+④の合計です。

利用区分	要介護度	介護予防短期入所		短期入所				
		要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	1,398円	1,579円	1,641円	1,698円	1,770円	1,829円	1,891円
	個室	3,229円	3,394円	3,424円	3,479円	3,550円	3,610円	3,670円
第2段階	多床室	2,128円	2,309円	2,371円	2,428円	2,500円	2,559円	2,621円
	個室	3,529円	3,694円	3,724円	3,779円	3,850円	3,910円	3,970円
第3段階①	多床室	2,528円	2,709円	2,771円	2,828円	2,900円	2,959円	3,021円
	個室	4,749円	4,914円	4,944円	4,999円	5,070円	5,130円	5,190円
第3段階②	多床室	2,828円	3,009円	3,071円	3,128円	3,200円	3,259円	3,321円
	個室	5,049円	5,214円	5,244円	5,299円	5,370円	5,430円	5,490円
第4段階	多床室	3,235円	3,416円	3,478円	3,535円	3,607円	3,666円	3,728円
	個室	5,807円	5,972円	6,002円	6,057円	6,128円	6,188円	6,248円

## 1割負担

## ⑤ その他加算

※備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	251円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	80円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	126円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	126円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障害4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	193円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は385円)
総合医学管理加算	288円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	53円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	9円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	542円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	105円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

## ⑥ その他利用料(1日あたり)

(消費税込)

費目	料金	備考
レンタルテレビ	110円	特別室料を頂いている方は無料になります。
持ち込み電化製品使用料	55円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外出泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作品、証明書・診断書・情報開示に関する謄写等の費用。小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。  
1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円～120万円の方。1日当りの食費が1,000円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が120万円以上の方。1日当りの食費が1,300円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\*第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\*その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

# 介護老人保健施設 西寿

## 短期入所(介護予防短期入所) 利用料金表

2割負担

1日あたりの標準的な短期入所利用料金

(R6.8.1より)

### ① 1日あたりの介護保険一部負担金

要介護度 部屋	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多床室	1,595円	1,957円	2,082円	2,195円	2,339円	2,458円	2,581円
個室	1,518円	1,848円	1,908円	2,017円	2,159円	2,280円	2,400円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

費目	料金	費目	料金
夜勤職員配置加算	50円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	107円
サービス提供体制強化加算(I)	46円	介護職員等処遇改善加算	105円～

(処遇改善加算は、①+⑥より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

### ② 1日あたりの食費・滞在費

利用負担段階	食費				滞在費	
	朝食	昼食	おやつ	夕食	個室	多床室
	400円	600円	100円	600円		
第1段階	1日の支払い上限			300円	550円	-
第2段階	1日の支払い上限			600円	550円	430円
第3段階①	1日の支払い上限			1,000円	1,370円	430円
第3段階②	1日の支払い上限			1,300円	1,370円	430円
第4段階	1日あたり			1,700円	1,728円	437円

※個室、二人部屋利用者は別途、特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)

### ③ 特別室料(個室または二人部屋を利用された場合のみ) (消費税込)

	1日	備考
個室	1,320円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	二人部屋利用時に加算。

### ④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計( 300円 /1日 )

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③+④の合計です。

利用区分	要介護度	介護予防短期入所		短期入所				
		要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	2,195円	2,557円	2,682円	2,795円	2,939円	3,058円	3,181円
	個室	3,988円	4,318円	4,378円	4,487円	4,629円	4,750円	4,870円
第2段階	多床室	2,925円	3,287円	3,412円	3,525円	3,669円	3,788円	3,911円
	個室	4,288円	4,618円	4,678円	4,787円	4,929円	5,050円	5,170円
第3段階①	多床室	3,325円	3,687円	3,812円	3,925円	4,069円	4,188円	4,311円
	個室	5,508円	5,838円	5,898円	6,007円	6,149円	6,270円	6,390円
第3段階②	多床室	3,625円	3,987円	4,112円	4,225円	4,369円	4,488円	4,611円
	個室	5,808円	6,138円	6,198円	6,307円	6,449円	6,570円	6,690円
第4段階	多床室	4,032円	4,394円	4,519円	4,632円	4,776円	4,895円	5,018円
	個室	6,566円	6,896円	6,956円	7,065円	7,207円	7,328円	7,448円

**2割負担**

(R6.8.1より)

**⑤ その他加算**

※備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	502円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	159円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	251円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	251円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障害4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	385円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は769円)
総合医学管理加算	575円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	105円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	17円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,083円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	209円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	21円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的に行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

**⑥ その他利用料(1日あたり)**

(消費税込)

費目	料金	備考
レンタルテレビ	110円	特別室料を頂いている方は無料になります。
持ち込み電化製品使用料	55円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外出泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作品、証明書・診断書・情報開示に関する謄写等の費用。小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

**「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について**

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。  
1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円～120万円の方。1日当りの食費が1,000円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が120万円以上の方。1日当りの食費が1,300円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\*第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\*その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。

**介護老人保健施設 西寿**  
**短期入所(介護予防短期入所) 利用料金表**

**3割負担**

1日あたりの標準的な短期入所利用料金

(R6.8.1より)

① 1日あたりの介護保険一部負担金

要介護度 部屋	介護予防短期入所		短期入所				
	要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
多床室	2,392円	2,935円	3,123円	3,292円	3,508円	3,687円	3,872円
個室	2,276円	2,772円	2,862円	3,026円	3,239円	3,420円	3,599円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合があります。

費目	料金	費目	料金
夜勤職員配置加算	75円	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)	160円
サービス提供体制強化加算(I)	69円	介護職員等処遇改善加算	157円～

(処遇改善加算は、①+⑥より当該加算を除いた金額の7.5%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

② 1日あたりの食費・滞在費

利用負担段階	食費				滞在費	
	朝食	昼食	おやつ	夕食	個室	多床室
	400円	600円	100円	600円		
第1段階	1日の支払い上限			300円	550円	-
第2段階	1日の支払い上限			600円	550円	430円
第3段階①	1日の支払い上限			1,000円	1,370円	430円
第3段階②	1日の支払い上限			1,300円	1,370円	430円
第4段階	1日あたり			1,700円	1,728円	437円

※個室、二人部屋利用者は別途、特別室料が加算されます。(下記③参照下さい)

③ 特別室料(個室または二人部屋を利用された場合のみ) (消費税込)

	1日	備考
個室	1,320円	3階、4階の個室を利用された場合に加算。
二人部屋	1,100円	二人部屋利用時に加算。

④ 日常生活用品代 (身の回り品150円、教養娯楽費150円) 合計( 300円 /1日 )

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※タオル・バスタオルは初回利用時に一組お渡ししております。

下記①+②+③+④の合計です。

利用区分	要介護度	介護予防短期入所		短期入所				
		要支援1	要支援2	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
第1段階	多床室	2,992円	3,535円	3,723円	3,892円	4,108円	4,287円	4,472円
	個室	4,746円	5,242円	5,332円	5,496円	5,709円	5,890円	6,069円
第2段階	多床室	3,722円	4,265円	4,453円	4,622円	4,838円	5,017円	5,202円
	個室	5,046円	5,542円	5,632円	5,796円	6,009円	6,190円	6,369円
第3段階①	多床室	4,122円	4,665円	4,853円	5,022円	5,238円	5,417円	5,602円
	個室	6,266円	6,762円	6,852円	7,016円	7,229円	7,410円	7,589円
第3段階②	多床室	4,422円	4,965円	5,153円	5,322円	5,538円	5,717円	5,902円
	個室	6,566円	7,062円	7,152円	7,316円	7,529円	7,710円	7,889円
第4段階	多床室	4,829円	5,372円	5,560円	5,729円	5,945円	6,124円	6,309円
	個室	7,324円	7,820円	7,910円	8,074円	8,287円	8,468円	8,647円

## 3割負担

## ⑤ その他加算

※備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
個別リハビリテーション実施加算	753円	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	239円	認知症の利用者が、認知症専門棟に入所された場合。
若年性認知症利用者受入加算	377円	若年性認知症の方が入所された場合。
重度療養管理加算	377円	要介護度4・5の利用者に、頻回な喀痰吸引・ストマ(障害4級以上)・経管栄養・中心静脈注射・褥瘡・気管切開のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎加算	577円	送迎車をご利用された場合。表中は片道料金。(往復は1154円)
総合医学管理加算	862円	治療管理を目的とし、居宅サービス計画が作成されないまま施設が受け入れを行った場合。(連続で10日まで)かかりつけ医への情報提供。
口腔連携強化加算	157円	利用者の口腔の健康状態を評価したうえで、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、その結果を情報提供した場合。月に1回を限度とする。
療養食加算	25円/食	医師の指示に基づき、特定の療養食を提供した場合。1日3回を限度とする。
緊急時治療管理加算	1,624円	緊急治療として投薬、注射、処置を行った場合(連続する3日を限度とする)
生産性向上推進体制加算(I)	314円	下記(II)の要件を満たした上で、その成果を確認でき、年度ごとに報告できること。見守り機器を複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取り組みを導入していること。月に1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(II)	32円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討する委員会を開催し、必要な安全対策・生産性の改善活動を継続的にを行っていること。見守り機器を1つ以上導入していること。業務改善の効果を年度ごとに報告できること。月に1回を限度とする。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

## ⑥ その他利用料(1日あたり)

(消費税込)

費目	料金	備考
レンタルテレビ	110円	特別室料を頂いている方は無料になります。
持ち込み電化製品使用料	55円	1点につき日額55円頂きます。

※実費料金について

理容代(1,500円)、クリーニング利用料、外出泊時のオムツ代、手芸・工作物等の製作品、証明書・診断書・情報開示に関する謄写等の費用。小旅行や観劇等にかかる費用、講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階」に該当する利用者等の負担額について

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。

第1段階…世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者の方。  
1日当りの食費が300円、個室居住費が550円に減額されます。

第2段階…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方。1日当りの食費が390円、個室居住費が550円に減額されます。

第3段階①…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が80万円～120万円の方。1日当りの食費が1,000円、個室居住費が1,370円に減額されます。

第3段階②…世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額・非課税年金収入額と合計所得年金額が120万円以上の方。1日当りの食費が1,300円、個室居住費が1,370円に減額されます。

\*第1～3段階に該当されない方であっても、高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料の費用負担によって、ご自宅での生活が困難になると市町村が認めた場合は、第3段階の利用者負担限度額段階となることがあります。

\*その他、利用者負担額の詳細については、区や市町村の窓口でおたずね下さい。